

『国際私法年報』レフェリー要領

1. 趣旨

この要領は、『国際私法年報』レフェリー規程第3条(5)に基づく編集委員会によるレフェリー制の運用を明確にすることを目的とする。

2. 原稿のレフェリーへの送付

(1) 原稿ごとに、編集委員会が内容、負担等を考慮してレフェリーの候補者を2名以上決定し、依頼する。

(2) レフェリーに e-mail により、(a) 執筆者名を削除した原稿、および、(b) 結果報告書フォームを添付して、原則として2週間以内に回答してもらうよう依頼する。

(3) レフェリーに依頼する際、『国際私法年報』レフェリー規程第1条に規定する「レフェリー制の趣旨・目的」を伝えるものとする。また、レフェリーの任務が、学会の同僚として、重要な資料や論点の脱落、論理の飛躍や矛盾などの問題点を指摘することであって、執筆者の見解の当否を検討するものではないことも伝えるものとする。

3. レフェリーによる審査

(1) 第1回目の審査結果は次のいずれかとする。

A: そのままで掲載可。

B-1: コメントする点を考慮して修正すれば、再審査を経ずに、掲載可。

B-2: コメントする点を踏まえて修正した後の原稿を再審査し、改めて判断する。

(2) 上記の B-2 の結果報告をした場合において、再提出された論文に関する第2回目の審査結果は次のいずれかとする。

a: そのままで掲載可。

b: コメントする点を考慮して修正すれば、掲載可(再審査はしない)。

C: 掲載不可(理由を付すこと)

4. 審査結果受領後の措置

レフェリー2名の審査結果を受領した場合、編集委員会は次の措置をとる。

(a) いずれの審査結果も A 又は a のときは、その結果を執筆者に伝え、査読手を終了する。

(b) いずれかの審査結果が B-1, B-2 又は b のとき

は、その結果を執筆者に伝え、一定の期間内に加筆修正後の原稿を提出するよう依頼する。その際、レフェリーからのコメントは、レフェリーの特定ができないように適宜修正する等の措置

をとった上で、執筆者に伝える。

(c) (b)の依頼をしたもののうち、審査結果がB-1又はbであったものについては、再提出された原稿を受領することにより、査読手続は終了する。

(d) (b)の依頼をしたもののうち、審査結果がB-2であったものについては、再提出された原稿を再度、その評価をしたレフェリーに送付して、第2回目の審査をお願いする。

(e) 第2回目の審査結果がCである場合については、その後の措置を検討する。その措置の中には、第3レフェリーを選考して査読を依頼する措置も含まれるものとする。最終的な編集委員会の結論が掲載不可の場合には、掲載不可の旨を執筆者に伝える。この場合には、次号回しにするなど、再度チャンスを与えることもある。

5. 出版社への送付

出版社には、最終的に掲載可とされた原稿をとりまとめた上で、出版社の担当者との相談の上、まとめて電子的に送付する。

6. レフェリー小委員会

(1) 編集代表は、「レフェリー小委員会」の委員を、編集委員の中から指名する。

(2) レフェリー小委員会は、編集委員会の職務のうち、レフェリーの決定、レフェリーへの原稿送付、レフェリーからの審査結果受領後の措置、その他レフェリーに関する事務を担当する。

(3) レフェリー制の具体的な運用に関し、『国際私法年報』レフェリー規程またはこの要領に定めがない事項については、レフェリー小委員長と相談の上、編集代表が決定する。

附則 この要領は、2012年5月13日から施行する。